

# お知らせ

## 一時預かり保育利用料の一部を助成します

町では、町内に住所を有する未就学児の保護者が、一時預かり保育を利用した場合、その費用の一部を助成します。ただし、藤田保育所・くのみ幼稚園利用分は除きます。

▼対象 町内に住所を有する未就学児の保護者

▼助成額 一時預かり保育料の2分の1（上限額…1か月あたり1万円）

▼対象 町内に住所を有する未就学児の保護者

## 「夏休み施設見学会」のお知らせ

県北浄化センターでは、親子で下水道について理解を深めていただくため、「夏休み施設見学会」を実施します。

▼開催場所 県北浄化センター（国見町大字徳江字上恵戸46-1）

▼開催日時 8月6日（日）  
※雨天決行  
【1回目】10時～正午  
【2回目】14時～16時

▼参加費 無料（記念品進呈あり）

▼対象者 福島市、伊達市、桑折町、国見町の小学校3年生～6年生までの児童とその保護者 ※参加には保護者の同伴が必要です。児童のみの参加はできません。

▼募集定員 各回7組

※応募者多数の場合は抽選とします。

▼申込方法 はがき、Eメール、FAXのいずれかに必要事項を明記のうえ応募。

①申込代表者氏名（保護者）  
②住所③電話番号④参加人数（代表者含む）⑤参加児童の学校名、学年、氏名

▼受付期間 6月19日（日）～7月20日（月）

▼申し込み 県北浄化センター（〒969-1741 国見町大字徳江字上恵戸46-1）  
県北浄化センター  
☎585-1601

FAX 585-5300  
✉ kenpoku1@spc.or.jp

## 放送大学入学生募集

放送大学では、10月入学生を募集しています。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができ、全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

出願期間は8月31日（第1回）、9月12日（第2回）まで

放送大学福島学習センター  
☎024-921-7471

## 建設課からのお知らせ

### ①住宅の耐震診断をしてみませんか？

町では今年度も木造住宅耐震診断者派遣事業を行います。建築士が耐震診断を行い、耐震改修計画を策定します。併せて、耐震改修にかかる概算費用を算出します。

▼対象 ①所有者、賃借者、購入予定者②昭和56年5月31日以前に工事に着手した戸建て住宅（昭和56年以降

### ②木造住宅耐震改修に関する費用の支援措置

耐震診断により耐震改修計画を策定した方が対象となります。

▼支援内容 ①全面改修・建替は最大100万円の助成②簡易改修・部分改修は最大60万円の助成。なお、対象工事費用の2分の1が上限額となります。

### ③ブロック塀等の耐震改修・除去事業

避難路に面したブロック塀等の除去・改修工事等の安全対策を実施する場合に費用の一部を補助します。

▼対象 ①避難路沿道に面し、地震等による倒壊の恐れのあるもの※既に倒壊しているもの、取り壊したものは対象外②塀の高さが道路面から80cm以上あるもの▼補助金額 撤去・改修工事に係る経費の3分の2（補助上限額10万円）

### ④屋根耐風改修事業

住宅の瓦葺屋根に対し、全面葺替え、屋根材を固定する改修を行う場合の改修費用の一部を補助します。



## 国道4号の道路計画に関するアンケート

国道4号（白石市斎川、大平森合）の計画に向けて、アンケート調査を実施しています。皆さまの意見をお聞かせください。

詳細はQRコードまたは、別途配布している調査票からご覧ください。

▼期間 7月31日（日）まで

▼回答方法 QRコードまたは、別途配布している調査票の返信用はがきを郵便

ポストへ投函ください。

国仙台河川国道事務所調査課  
☎022-248-0048  
✉ thi-doutriyousa@i.mt.go.jp



## 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

現在お使いの国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降も認定証が必要な場合は、更新の手続きを行ってください。

なお、8月中に更新手続きをしないと、8月1日から適用されなくなりますので、注意してください。

▼申請場所 ほげん課国保係

▼申請期間 8月1日（日）から随時受付

▼持参するもの

○現在お使いの国民健康保険限度額適用認定証・標準

## 「後期高齢者医療被保険者証」の更新

後期高齢者医療の被保険者証は、毎年8月1日に更新されます。

現在お使いの被保険者証（ピンク色）は7月31日（有効期限を迎えるため、使用できなくなります。

新しい被保険者証（オレンジ色）を7月末までに郵送

します。8月1日以降に医療機関を受診する際は、

## 不動産取得税の特例措置

原子力災害により避難指示区域内にある家屋及びその敷地に代わるものを取得した場合、一定の要件を満たしていれば、申請により特例措置による軽減を受けることができます。

また、県内に三世代以上の方が同居又は近居する住宅を令和7年3月31日までに取得した場合、申請により不動産取得税の一部が軽減されます。※詳しい内容や申請方法は問い合わせください。

国県北地方振興局県税課  
☎521-2694

必ず新しい被保険者証を窓口に提示してください。  
有効期限が切れた被保険者証は、はさみ等で裁断し処分してください。  
ほげん課国保係  
☎585-2785

広告掲載